

別紙(四)

昭和二十二年十二月十七日

船舶運管会
理事長 渡辺一良

船員中央労働委員会

全日本海員組合對船舶運管會

爭議調停委員会

委員長 福原敬次

殿

貴調停案に対する回答書

昭和廿二年十一月十五日全日本海員組合より船員中央労働委員会に申請された本会との間の争議調停に関する貴委員会が提示されました十二月八日の調停案に對し慎重検討の結果本会としての意向を左の通り御回答申上げます

御提示の貴案はさきに本会が貴委員会に提出御審議をお願い致しました対案とその思想にあてゝ且又内容において法すじも一致せず種々の項目についてこれはなお相当の懸隔あることを認められますが貴案の示されました線は大局的に本争議を妥結に導く爲に得らざりました並べて守らぬ脚努力の結論であることに思ひを致し御調停の主旨は原則としてこれを諒承しそが実現のために最善の努力を致します特に早急支出を要する貴案第一の内の5の註に示された差額補給金に

相当する金額の支山に用立てば差当り官公吏が臨時措置に倣い給料の二カ月分を十二月二十日までに支給するよう手配いたします

なおそれ外の各項目についても当事者間の細目審議を大急に進めると

どもに政府の認可を得るよう極力努力致す所存であります

昭和二十二年十二月八日付の本調停委員会の調停案に対し全日本海員組合よりは受諾の回答あり、船舶運営会よりは調停案の趣旨を諒承し実現に努力する旨の回答があつた。従つて爰に調停成立した。依つて左記諒解事項を明らかにする。

諒解事項

前差額補給金の内減金として式ヶ月分相当額は取り敢えず十二月二十五日迄に支給するよう手配すること。

四) 其の他の細目に付いでは十二月二十五日迄に協定成立を目途と直ちに協議を開始すること。

五) 運営会は昭和二十三年一月二十五日までに本調停案に基いた船員暫定基準賃金を実施すべく必要な措置を完了すること。

昭和二十二年十二月十九日

調停委員長 福原敬次

船舶運営会理事長 渡辺一良

全日本海員組合組合長 陰山専

別紙 六

船員法抜萃

第八十条 船舶所有者は、船員の乗船中命令の定めるところにより、これを水に食料を支給しなければならぬ。
遠洋区域若しくは近海区域とする船舶で總トン数七百トン以上のもの又は命令の定める汽船に乗り組む船員に支給する食料は、
務大臣の定める食料表によらなければならぬ。

第一百三十條 船舶所有者又は中略一第八十条へ中略一の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基いて発する命令に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に處する。

船員法施行規則抜萃

第五十条 船舶所有者は、船員を乗船し、航海、荷役、船舶保全との他の船務に従事する期間中にその費用これらに食料を支給しなければならない。負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても同様とする。

第五十二条 法第八十条第二項に規定する食料表は、第五十三条に規定する船舶を除いて第一号表の一とす。

第八十大条 第五十二条の適用については、当分の間第一号表の三によるものとする。

第一号表の一 船員標準食料表

品名	数量	熱量
生 食	フ 8 5 グラム	2,666 カロリー
獸 肉	フ 3 0 "	495 "
そ 菜	フ 5 0 "	220 "
豆	フ 0 "	120 "
食 用 油	フ 0 "	70 "
味 味	フ 0 "	75 "
しょう油	フ 0 "	—
砂 糖	フ 0 "	40 "
食 塩	フ 0 "	—
つ け 物	フ 0 "	—
計		ミクル " "

備考

本表は、船員標準食料表にて、船舶の種類、航海の状況その他により適宜當量を加す。これにて可食量を算出し、更に頭骨、野菜の皮等)を差引いた本表の食量とは、自然減耗及び腐敗等によるものである。
 2、本表の食量とは、船員の可食量は、横溝量に対する割合である。即ち、船員の可食量の割合は、(船員の總数 - 乗組員の數) / (船員の總数 + 乗組員の數) × 100%である。
 3、船舶における食量は、船員の可食量に対する割合である。
 4、船員の可食量の割合は、(船員の總数 - 乗組員の數) / (船員の總数 + 乗組員の數) × 100%である。
 5、食料貯蔵室には、なるべく(電気)冷蔵庫を備え、解凍保持に努めしめて貯蔵する。
 6、食料は、無、炒つき白米、はい芽茶、麥粉、とし、飯及びパンを主体とする。但し、白米を服用する場合は、ヒドミン日(補給のため適當な量)を供給する。
 7、食料は、高熱又は高湿環境に休業する船員に対する供給は、特にヒタミンB、ビタミンC、ビタミンD、ミリケラム(アラム)、ミリケラム(アラム以上)を確保すること。

8、清水使用量は、一人一日20リットル以上を確保すること。

第一号表の三

固 形 態	食 物	數 量
生 野 菜	食	ク 0 0 ク ラム
熟 肉	菜	ク ハ 0 "
つ (丁)	肉	3 0 0 "
味 味 料、油、塩、醤、茶等	物	1 0 0 "
		適 宜

備考
 1. 一人一日摂取量は豆、タ 0 0 カロリー以上とす。
 2. 本支給する食料に差し支えがない。
 3. 本支給する食料には、自然減耗及び腐敗量（肉の頭骨、野菜の皮等）を考慮して可食量とす。
 4. 船舶内に於ける食事の可食量は、積込量に併し、主食約タ 0 0 %、副食約タ 0 0 %、野菜約タ 0 0 %、肉骨等を含む。
 5. 肉骨等に際し、積込量に際し、積込量を以て計算せらる。

6. 食糧貯蔵に關しとは、なるべく（電気）冷蔵庫を備え鮮度保持に
 とめること
 7. 清水使用量は、一人一日エ 0 0 リットル以上確保すること。

船員待遇問題に肉し 船員中央労働委員会へ提訴の全日海組の要求
調停案並びに現状

昭和二二・一三・八

参考 三一二

一 所要経費

組合等要求額
調停案実施影響 約二十億円
約十二億円

二 運営会経費中二占ムル船員費

二十二年度予算 二五・三%
調停案実施影響 二二・八%

三、官吏との比較

給料	官吏	船員
現行基準賃金	一ハラロ円	二、三ハラ円(一ハラロペース)
改定予定額(一日)	未定	三、八一ワ円(ニ五ハラロ)
補給金	二八カ月(一ハラロペース)	二、五ハラ月(一ハラロ)
政訂家賃平当	未定(現行一五〇円)	五ロロ円(現行一五〇円)

四 食料金

現行	金額	カロリ
大蔵省案	附帶費ヲ除キハラロ円	一
運輸省案	(附帶費ニヨリ月余支金ム) 一、二ロ円	二
調停案	附帶費ヲ除キハラロ円	二、七ワロ
組合要求案	附帶費ヲ除キハラ三円	三、ワ一三

備考

船員法規定の基準

三、七日大カロリー以上

暫定

二、七ワロ

参考 三・三

2.3年度運営金手算分析表

2.3年度予算分析表



参考 四

海員勤務六三号

昭和二十二年八月二十五日

海運総局長官

各海運局長 支局長
各海運監理部長 支課長

船員に対する主食及調味料の配給について

右についてはさきに農林省内保当局より二二食糧第一一五三号を以て内保地方長官宛に船員の主食並に副食の配給については我口海運事業の重要性と船員子弟の特殊性に鑑み優先的に且質的にも考慮せ拂われ様依頼された。今度更に主食及味噌・醤油について別紙のとおり取計らひかあつたから右了知の上貴官自ら内保地方長官と密接な連絡と回り対策向上に、極力善くせられると共に地方單位の主食の割当協議会等あらは貴官は勿論二方務者側の海員組合代表とも参考画せしむる様盡力ありたい。

なお地方船員食糧委員会についてはより格別の御盡力を煩していゝが、一部地方にあつてはその活動の範囲内に配給上の面のみに止まつてゐるに因り及んでいゝが、同不貿易としては配給面のみをうす物資の確保にも盡力せらるるよう格段の御配意を願いたい。

遂つて主食の各地の配給状況へ七日分は別表のとおりであつて一般陸上に比し何等特別の考慮を施されてない地方反対の回答がない地方は至急との理由を最當されつけ

二二食糧第三三九二号（米麦）

昭和二十二年八月二十二日

食糧管理局長官

縣知事 厥

船員に対する主要食糧の配給に関する件

船員に対する主要食糧の配給に關しまはその優先的配給につき予より格段の御配慮を煩している次第であるが船員の海上勤務の特殊性に鑑みとの配給品目につき販的にも考慮を拂うの要を万々と認められるので現下の端境期の米穀の需給事情は極めて困難な折柄ではあるが船用米の配給は可及的優先的に米麦を以て充当し或は輸入食糧等を以て補填する場合に於ても努力して良質の主食を以て配給を実施せらるる様特別の御措置を相煩し度

二二食糧第一四九〇号

昭和二十二年八月二十日

農林省食糧局長

國係地方長官 厥

船員用味噌醤油の配給に関する件

船員用味噌、醤油の配給については種々御配慮に預つてゐる海上輸送の任務に從事する船員任務の特殊性に鑑み特に配給の確保を期する要があるから特段の御配慮により之を供給方依頼する

近而右は貴県（新潟府県）割当の給食用その他から配給せられたい。

海員勤第六七一號

昭和二十二年七月二十八日

海運總局船員局長

各海運監理部長
各海運支局長
各海運監理部支局長

啟文

農林省農業廳長より各地方長官に宛て我國海運事業の重要性と船員の海上勤務の特殊性に鑑み船員用については優先的に取扱う様通牒が出来られたり今度水産物についても農林省水產局長より別紙のとおり同様の取扱い及びつたから御了知願いたい。

船員に対する水産物の配給について

二二局第一六四五号

昭和二十二年七月二十五日

農林省水產局長

関係地方長官 啟

船員に対する水産物の配給に関する件

右については予より格別の御配慮を煩はしくいゝる次第であるが現在に於ける我國の海運事情は愈々その重要性を加えていふと共に船員の海上労務の特殊性に鑑みこれら船員の配給は量質共に優先的に確保しなければならぬ事情にあるので貴管下の水産物についでも船員に対し特に優先的に確保配給の措置を講せられるやう格段の御配意を願いたい。